

海外取引の申告もれ5年連続増加—法人税調査事績より

●調査件数は前年より減少

2018事務年度（調査期間：2018年7月-2019年6月まで）の法人対象税務調査事績によれば、法人税、法人消費税、源泉所得税の実地調査件数は、いずれも前年より増加しました。

税目ごとの調査状況比較

	法人税	法人消費税	源泉所得税
実地調査件数	99,000	95,000	116,000
前年比	101.30%	101.40%	100.40%
非違件数	74,000	56,000	36,000
前年比	101.80%	100.60%	100.60%
調査による追徴税額	1,943億円	800億円	370億円
前年比	99.80%	106.90%	121.80%

●海外取引の申告もれ金額は前年の1.9倍に

海外取引法人の法人税の実地調査件数は1万5,650件で、前年度より1,000件近く減少しましたが、逆に、申告もれ所得金額は6,968億円と前年の1.9倍、5年連続の増加となりました。

海外取引調査件数と申告もれ所得金額



●海外取引の源泉もれで94億円追徴！

国内取引と異なり、国外へ業務委託費や家賃などを支払う際、送金時に源泉所得税を控除しておく必要がありますが、租税条約とのからみで国ごとに取扱いを確認する必要があったり、届出が必要です。

非居住者や外国法人への支払い時の源泉徴収もれやミスは1,627件で、94億円強が追徴されています。

内訳としては、人的役務提供（弁護士、芸能人、スポーツ選手、通訳など）が29%、工業所有権の使用料（21%）、給与（18%）、配当（13%）、利子（13%）など。



●無申告法人から142億円を追徴！

無申告法人への調査は、資料情報等の分析結果から、明らかに事業を行っていると見込まれる場合に実施されます。

“意図的な無申告法人”が全体の2割を占め、法人税と消費税合計で6,496億円と、追徴税額全体の5割が課せられている結果に。

意図的な無申告法人は全体の2割

	法人税	消費税	合計
実地調査件数	2,683	1,999	4,682
うち意図的な無申告分	488	337	825
	18%	17%	18%
追徴税額 (百万円)	7,595	6,638	14,233
うち意図的な無申告分 (百万円)	4,337	2,159	6,496
	57%	33%	46%

◆ 脱税、申告もれの事例 ◆

■ 廃液から精製した簿外の地金

機械部品等のメーカー。製造過程で排出される廃液から廃液処理業者が地金を抽出し、グループ法人が簿外で取得。また、関係者で利益調整や不正行為を行っていた。

- 申告もれ所得金額：11億7,000万円
- 追徴税額(加算税込)：3億4,700万円など



■ 別の調査対象法人の下請先の無申告が発覚

実地調査の際、下請け先設備工事会社の無申告が判明。売上書類を破棄し無申告だっただけでなく、外注先と通謀し、架空外注費振込で得た資金を代表者が個人的に費消していた。

- 申告もれ所得金額：1億5,700万円
- 追徴税額(加算税込)：4,900万円



■ パスポートの写しの悪用で消費税脱税

～外国人旅行者への高級腕時計販売業者の事例～

無関係の外国人旅行者のパスポート写しで店頭で販売したかのように装い、架空売上を計上し、架空の課税仕入れも計上することで多額の消費税還付を申告していた。

- 追徴税額(加算税込)：3,100万円

■ 外国親会社への配当で源泉もれ

機械部品の販売業者。親会社A社はX国で上場しており、租税条約の届け出で受取配当は免税適用を受けていた。ところがB国の法人に買収され上場廃止、源泉が必要だったことが調査で判明。

- 課税もれ支払金額：8億9,400万円
- 追徴税額(加算税込)：4,900万円

